
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

運航基準
(博多・壱岐・対馬航路)

九州郵船株式会社

実施	昭和48年	4月	1日		
改正	昭和48年	6月	1日	平成9年	4月1日
	昭和49年	4月16日		平成10年	10月1日
	昭和49年	9月20日		平成11年	2月1日
	昭和51年	10月1日		平成15年	11月1日
	昭和56年	3月1日		平成18年	12月1日
	昭和58年	11月28日		平成19年	4月1日
	昭和63年	4月9日		平成24年	4月1日
	平成1年	10月24日		平成24年	7月1日
	平成4年	10月1日		平成31年	4月1日
	平成6年	4月1日		令和2年	11月24日

目次

第1章	目的	
第1条	目的	1
第2章	運航の可否判断	
第2条	発航の可否判断	1
第3条	基準航行の可否判断等	1
第4条	入港の可否判断	2
第4条の2	運航の可否判断等の記録	2
第3章	船舶の航行	
第5条	航海当直配置等	3
第6条	運航基準図等	3
第7条	基準経路	3
第8条	速力基準等	4
第9条	船長が甲板上の指揮をとるべき海域等	5
第10条	特定航法	5
第11条	通常連絡等	6
第12条	連絡方法	6
第13条	避泊地の選定等	6
第14条	入港連絡等	7
第15条	機器点検	7
第16条	記録	7

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、博多・壱岐・対馬航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地域内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
博多港	15%以上	1.5m以上	500m以下
郷ノ浦港			
芦辺港			
厳原港		1.0m以上	

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 船名	風速	波高
フェリーきずな	20%以上	4m以上
フェリーちくし		
エメラルドからつ		

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 船名	発航地に近接した海域	視程
博多港	博多港から玄界島に至る海域	500m以下
郷ノ浦港	郷ノ浦港から蟬蛾ノ瀬戸に至る海域 郷ノ浦港から海豚鼻に至る海域	

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船・保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難と

なるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態の発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

気象・海象 船名	風 速	波 浪	動 揺
フェリーきずな	20 m/s 以上	4m 以上	横揺れ 15 度以上
フェリーちくし			
エメラルドからつ			

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

気象・海象 船名	風 速	波 高
フェリーきずな	20 m/s 以上	4m 以上
フェリーちくし		
エメラルドからつ		

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにそのときの状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程	500m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港名	風 速	波 高	視 程
博 多 港	15 m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下
郷 ノ 浦 港			
芦 辺 港		1.0m 以上	
巖 原 港			

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航

継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり博多・郷ノ浦・巖原線は常用（第一）基準経路及び第二基準経路の二経路、博多・芦辺・巖原線は常用（第一）基準経路及び第二基準経路の二経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

<博多・郷ノ浦・巖原線>

名 称	使 用 基 準
常用（第一）基準経路	周年
第二基準経路	気象・海象の状況により船長が判断の上決定する (判断) 基準 蟬蛾ノ瀬戸の視程 1,500m 以下 壱岐西方海域の風向北西～西、風速 18 m/s 以上

<博多・芦辺・巖原線>

名 称	使 用 基 準
常用（第一）基準経路	周年
第二基準経路	気象・海象の状況により船長が判断の上決定する （判断）基準 玄界島北方海域の風向北東、風速 18 ㊦以上

- 3 船長は、第二基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準等）

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

<フェリーきずな>

速力区分		速 力	毎分機関回転数	翼角（度）
港 内	最 微 速	5.0 ノット	500 (rpm)	7.5
	微 速	8.0	500	10.0
	半 速	10.0	500	13.0
	原 速	12.0	500	20.0
港 外	原 速	19.0	587	24.0
	最高速力	21.7	620	27.0

<フェリーちくし>

速力区分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最 微 速	11.0 ノット	250 (rpm)
	微 速	12.4	293
	半 速	12.4	293
	原 速	13.8	326
港 外	原 速	19.0	465
	最高速力	21.5	500

<エメラルドからつ>

速力区分		速 力	毎分機関回転数	翼角 (度)
港 内	最 微 速	5.2 ノット	600 (rpm)	5.0
	微 速	8.0	600	9.5
	半 速	10.0	600	12.5
	原 速	11.5	600	17.0
港 外	原 速	17.0	682	26.5
	最高速力	18.5	700	26.5

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 博 多 港 ～ 博多港中央航路第1号灯浮標
- (2) 西 浦 岬 沖
- (3) 郷 ノ 浦 港 ～ 海 豚 鼻
- (4) 郷 ノ 浦 港 ～ 大瀬 (蜻蛉ノ瀬戸)
- (5) 巖 原 港 ～ 耶 良 埼 沖
- (6) 芦 辺 港 ～ 左 京 鼻 沖
- (7) 芦 辺 港 ～ 魚 釣 埼 沖

(特定航法)

第10条 (蜻蛉ノ瀬戸水路の航法)

海図郷ノ浦港 (No. 1179 参照) (針路、方位とも真針路、真方位を使用)

1. 巖原より郷ノ浦に向かう場合 (上り便)

- (1) 具美尾山頂、烏帽子埼山頂をほぼ一線に見る線上より、瀬戸の中央に向首。昼間は瀬戸中央の岩、又は、海底電線取り入れ口標示柱、夜間は蜻蛉ノ瀬戸私設目標灯 (壱岐市設置) を目標にし、針路 124° で進入する。
- (2) 大島東端と長島東端 (視界不良時、前児島東端) を一線に見る地点において変針し、原島海底電線取り入れ口標示中に向首する。針路 176° で進み、正船尾に本渡良私設目標灯 (壱岐市設置) を一線に見る。
- (3) 蜻蛉島南端と具美尾山頂 (視界不良時、烏帽子埼南端の岩) を一線に見る地点において変針し、針路 094° で進み蜻蛉ノ瀬戸を通過後烏帽子埼平瀬を約 200m 以上離して、針路を適宜変え郷ノ浦へ向かう。

2. 郷ノ浦より巖原に向かう場合 (下り便)

- (1) 烏帽子埼南端の岩を方位 354° 約 200m に見る地点にて、大島大泊港の防波堤灯台に向首、針路 274° で進入する。
- (2) 蜻蛉島南端と大瀬灯台を一線に見る線上より変針し、昼間は本渡良港入口、夜間は本渡良私設目

標灯（宍州市設置）を目標に向首、針路 356° で進入する。正船尾に原島海底電線取り入れ口標示柱を見る。

(3) 昼間は、瀬戸中央の岩、又は、海底電線取り入れ口標示柱、夜間は蟬蛾ノ瀬戸私設目標灯（宍州市設置）を方位 084° に見る地点より変針して、フノリ瀬と大瀬灯台の中央に向首、針路 304° で進み蟬蛾ノ瀬戸を通過する。

3. 次に述べる点に注意すること。

(1) 潮流の速い時、水深の深い方によせられる傾向あり。

(2) 船の性能等によっては、上記の変針点より早く変針しなければならない。

(通常連絡等)

第 1 1 条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社、支店又は代理店の(副)運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 通過地点

①博多港・郷ノ浦港又は芦辺港間航行中は烏帽子島灯台

②芦辺港又は郷ノ浦港から巖原港向け航行中は耶良埼灯台まで10海里の地点

③巖原港から郷ノ浦港又は芦辺港向け航行中は若宮灯台

④博多港・巖原港間航行中は魚釣埼灯台

(2) 連絡事項

①通過地点名

②通過時刻

③天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 1 2 条 船長と(副)運航管理者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
(1)通常の場合	本社、又は当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する支店又は代理店	船舶電話 (ファックス)
(2)緊急の場合	本社又は最寄りの支店又は代理店	船舶電話

(避泊地の選定等)

第 1 3 条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図はじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備え付けておくものとする。

(1) 福岡湾

(2) 郷ノ浦港

- (3) 巖原港
- (4) 芦辺港
- (5) 伊万里湾

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。
- 3 (副)運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行なうものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置・停泊方法、付近の気象・海象、他船の状況等を(副)運航管理者に連絡し、その後4時間毎に適宜付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、(副)運航管理者に原則として次の事項を連絡するものとするが、(1)の①及び②を除き、第11条に定める通常連絡をもって入港連絡とみなすことができる。ただし、気象・海象、船舶交通の状況等により必要と認める場合には、博多港については入港30分前、その他の港については入港15分前に再度連絡するものとする。

(1) 入港予定時刻

- ①博多港・巖原港間直行便において博多港向け航行中烏帽子島灯台沖に至ったとき
- ②博多港・巖原港間直行便において巖原港向け航行中耶良埼灯台まで10海里の地点に至ったとき

(2) その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項

2. 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の必要と認める事項について連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。
 - (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (3) 着岸岸壁付近の風向、風速、視程及び波浪(風浪、うねりの方向、波高)
 - (4) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第15条 船長は、入港着岸(棧)前、入港地の状況に応じ安全な海域において、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌及び運航管理日誌に記録するものとする。